

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

新居浜市立高津小学校

はじめに（基本理念）

いじめは、児童の心身の成長に大きな影響を及ぼし、かけがえのない命さえ失いかねない極めて重大な問題であり、決して許される行為ではない。本方針はいじめの防止、及び、いじめを受けた児童の生命・心身の保護と再発防止に、総合的に効果的に推進するために定めるものである。

1 いじめ防止のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、いじめ問題にはどのような特質があるかを十分に理解し、日々未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが認知された場合の早期対応に取り組むことが必要である。

2 いじめ防止のための対策の内容に関する事項

(1) 学級経営の充実

いじめを絶対に許さないという教師と児童との共通理解のもと、児童一人一人を大切にしたい温かい学級づくりに努める。

(2) 道徳教育の充実

いじめを絶対に許さない心情を高める授業を重ねていくとともに、自他の生命・人権を大切にする指導の充実を図る。

(3) 相談体制の整備と充実

ア 絆アンケート等の実施により児童の思いや悩み、困りごとを早期に把握するとともに、教育相談を行うなど児童理解に努める、

イ ハートなんでも相談員等とも関わりやすい教育相談体制の充実に努める。

ウ 相談窓口等を紹介して、保護者に広く啓発する。

- いじめ相談ダイヤル24（愛媛県教育委員会） 057-007-8310
- 愛媛県いじめ問題対応（愛媛県教育委員会） 089-912-2962
- 愛媛県総合教育センター教育相談 089-963-3986
- いじめ110番（新居浜市教育委員会） 0120-10-4774
- あすなろ教室（新居浜市教育委員会） 0897-37-7474

(4) 分かる授業づくり

分かる・楽しい授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(5) インターネット上のいじめに対する対策

児童のインターネットに関する環境や現状把握に努め、警察等の関係機関と連携し、スマホ等の使い方やSNSの危険性について情報モラル教育を実施する。

3 いじめの早期発見（いじめを見逃さない・見過ごさないための手立て等）

児童に関する情報を全教職員で共有化することは、いじめ問題への具体的な取組の第一歩である。このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようにする。

(1) 早期発見のために

ア 休み時間等に児童の様子に目を配る。「子どもがいる場には教職員がいる」ように心掛け、児童と共に過ごす機会を積極的に増やす。

イ 日記や計画帳を活用し、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

ウ 日常生活において、教職員の声掛け（チャンス相談）等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。

エ いじめを早期に発見するため、毎月、絆アンケートを実施する。

オ インターネット上で送信される情報の特性を踏まえ、児童保護者に対して情報モラル等の啓発活動を行う。

4 いじめに対する対応

(1) 初期対応

(2) 組織的対応

(3) 被害児童と保護者への支援

(4) 加害児童への指導と保護者への対応

(5) 集団への働き掛けと継続的な指導

(6) 教育委員会への報告・連絡・相談

(7) 警察等との連携

5 重大事態への対応

(1) 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

(2) 教育委員会担当者と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

(3) 事実関係を明確にするための調査を実施するとともに関係機関との連携を図る

(4) いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係や必要な情報を適切に提供する。

(5) 事後の経過を注視し、再発防止を徹底する。